

新しい 法律のご案内



新しくなった会社法

新しい会社法ができ、2006年5月1日から施行されています。

1 なぜ新しい会社法ができたか

—現代語化と現代化

これまで会社に関する規定は、商法、有限会社法、その他様々な法律に分散していましたが、会社法という一つの法律にしました。また、カタカナ、文語体でしたので、ひらがな、口語体にしました。

主な改正点は、有限会社と株式会社の統合、会社の組織・運営の柔軟化、最低資本金制度の撤廃、会計参与制度の導入、合同会社の新設などです。中小企業のための改正が多いのが特徴です。

新しい会社法により、「会社の創業がしやすくなる」、「中小企業では機関が簡素化する」、「経営判断が迅速にできる」、「競争が激しくなる」などの期待や予想がされています。

なお、会社法は会社の組織や運営のことを定めており、従業員はほとんど登場しません。従業員のことは、民法、労働法に定めています。

2 有限会社と株式会社の統合

—既存の有限会社はどうすればよいか

株式会社に一本化され、今後、有限会社は設立できなくなります。

現在、株式会社は115万社、有限会社は193万社ありますが、既存の有限会社は特例有限会社として残ることができます。何も手続はいりません。また、株式会社に転換することもできますが、転換すると、決算を官報、日経新聞、ホームページのいずれかで公表しなければなりません。株式会社への転換はいつでもできますので、あわてて転換することはないと思います。

3 組織・運営の柔軟化

—会社の組織を選べる

今回の改正の目玉は、会社の組織・運営が簡素化、柔軟化されたことです。定款の変更が必要ですが、経営の機動性を高めるため、新しい制度を導入する会社も増えています。

(1) 取締役1人でも可

これまで有限会社は取締役1人でよかったのですが、株式会社は3人以上必要でした。そのため、小さい株式会社では名前だけの取締役もいて、規定が形骸化していました。有限会社と株式会社を統合したことにより、取締役は1人でもよいことになりました。

中小企業の多くは株式譲渡を制限していますが、このような会社（株式譲渡制限会社あるいは非公開会社といいます）では、取締役と監査役の任期を10年まで延ばすことも可能です。

(2) 取締役会、監査役の廃止も可能

株式譲渡制限会社では、取締役会と監査役の廃止が可能です。ただ、取締役会をやめると、株主総会の決議事項が増えることに注意しておく必要があります。

また、持ち株会社傘下の事業会社などでも、機構の簡素化と意思決定の迅速化のため、株式譲渡制限会社にして、役員会を廃止しようとする会社があります（ジャパンエナジー、日鉱金属など）。

(3) 取締役会の書面決議など

これまで有限会社の社員総会や取締役会で書面決議ができましたが、今後は、株式会社の取締役会の決議が持ち回りの書面や電子メールでできます。迅速な経営判断が

できるように、6月に定款変更をした会社の9割で導入されたようです。ただ、取締役会の監督権が形骸化するおそれがあり、書面決議はできるだけ避けるのがよいという指摘もされています。

4 最低資本金制度の撤廃

—資本金1円でもOK

従来は株式会社の場合は1000万円以上、有限会社は300万円以上の資本金が必要でしたが、起業促進のため、資金がなくても設立ができることにしました。なお、ヨーロッパでは最低資本金制度を採用する国が多く、アメリカでは逆に採用しない州が多いようです。

また、商号についても類似商号を禁止する規制がなくなり、類似商号調査の費用も要らなくなりました。

5 取締役等の責任の過失責任化

—役員責任の軽減

これまでは違法配当などでは過失がなくても責任があるとされていましたが、新法では原則として過失責任になります。

また、株主総会の決議により、役員損害賠償額を制限することもできます（代表取締役は報酬等の6年分、その他の取締役等は4年分～2年分）。

6 剰余金の分配の自由化

—いつでも、何回でも配当が可能

年2回という配当の制限が撤廃され、今後は四半期ごとや毎月の配当も可能になります。株主重視、短期の成績重視の考え方によるものですが、批判的な考え方もあります。

これまでに定款変更を発表した会社の約3割が導入を予定しています。取締役の任期を1年にすれば、配当の決定を株主総会ではなく取締役会の決議でできます。

7 相続人に対する売渡請求

—円滑な事業承継を可能に

これまでは、相続による株式の移転を制

限できませんでしたので、株式の分散を阻止できませんでした。定款で決めておけば、相続や合併で株式を取得した人に対して、株式を売り渡すように請求することが可能になりました。

8 会計参与制度の導入

—決算書の信頼性の向上

中小企業における決算書の信頼性を確保するため、公認会計士や税理士が取締役と共同して決算書などを作成する「会計参与」の制度ができました。会計参与を設置するかどうかは、任意です。

9 合同会社の新設

—少人数での創業をやすく

合同会社は、日本版LLC（有限責任会社）とも呼ばれます。法人格がありますが、株式会社よりも自由な運営が可能です。欧米では研究開発やソフトウェア関連で普及しているようです。さっそく大阪大学の教員らが産学連携の受け皿として設立しました。なお、平成17年8月から有限責任事業組合（日本版LLP）も導入されました。これは、法人格がなく、株式会社への移行ができません。

10 内部統制システムの義務づけ

—適正なガバナンスの確保

適正な経営を確保するため、資本金が5億円を超えるような大会社では、取締役の職務の執行が法令や定款に適合することなど、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を決定し、開示することが義務づけられました。

11 その他

その他、株式・新株予約権・社債制度の改善、合併など組織再編の要件の緩和、株主代表訴訟制度の改正、特別清算制度の見直しなど、多数の改正がありますが、ここでは省略します。

（弁護士 松森 彬）

労働審判手続について

2006年4月から、労働審判法という法律が施行されています。この法律により、労働関係の紛争を解決するための制度として、「労働審判」と呼ばれる新しい手続が生まれました。

1 労働審判の特徴

労働審判は、裁判所において行われますが、通常の訴訟と比べて、次のような特徴があります。

(1) 迅速

審理は原則として3回以内の期日で終結するものとされています。通常の訴訟と比べて、かなり短い期間での解決を目指しています。

(2) 専門家が入る

審判を行う労働審判委員会は、裁判官の中から選ばれた1名と、労働関係の専門家から選ばれた2名の計3名で構成され、評議は過半数の意見によるとされています。労働関係の専門家が入り、専門的な知識・経験を活かしながら、裁判官と対等な関係で評議を行う点に特徴があります。

(3) 手続における調停

労働審判委員会は、審理手続において、どの段階でも調停を試みることができます。そのため、多くの事件が調停で解決することもあり得ます。

2 労働審判に適する事件

労働審判の対象とは、個々の労働者と事業主との間に生じた紛争です。労働組合が当事者となるような集団的労使紛争などは対象になりません。

また、審理は原則として3回以内の期日で終結しますので、多くの論点を含む事件や、複雑な事件など（例えば、賃金差別事

件や、整理解雇事件など）は、この手続には適さないと言われています。

したがって、労働審判に適する事件としては、争点が少ない解雇事件、退職金や解雇予告手当を請求する事件、未払賃金事件や時間外手当を請求する事件などが想定されています。

3 審判の効力

労働審判に不服のある当事者は、2週間以内に異議の申立ができます。その場合には、労働審判は効力を失うとともに、通常の訴訟手続に移行します。異議の申立がないときは、労働審判は、執行力を有するものになります。

(弁護士 高江俊名)



新しくできた「筆界特定」の制度

2006年1月から「筆界特定」という制度が施行されています。

1 土地の境界問題

土地の境界の争いは、境界確定の裁判で決めるのがこれまでの方法でしたが、新たに、筆界をめぐる紛争について法務局が調査して一定の意見を出す「筆界特定」という制度ができました。

2 筆界とは

「筆界」とは、登記所において一つの土地（一筆の土地）として認識されている土地の範囲を画する線を言います。筆界は登記されたときに定められた線ですので、当事者の合意で変動することはありません。

「境界」は、筆界と同じ意味で使われるときもありますが、所有権の境という意味で使われるときもあります。所有権の境は当事者間で決めることができます。

筆界特定の制度は、所有権の境界の問題は扱いません。所有権の境の争いの場合は、境界確定訴訟で解決することになります。

3 筆界特定とはどんな手続か

土地の所有名義人が法務局に申請しますと、法務局の任命を受けた筆界調査委員が調査し、その意見を踏まえて法務局の登記官が土地の筆界を特定し、結論と理由を書いた「筆界特定書」を作成します。

この申請があると、隣の土地の名義人には通知がきます。隣の人は、意見を述べたり、資料を提出したり、測量に立ち会ったりすることができます。

結果が出ると、「筆界特定書」が申請人に交付されます。また、隣の土地の名義人

には筆界特定がなされたという通知が来ます。内容を見たいときは、筆界特定書の写しの交付を求めることができます。

この結果に不服がある人は、筆界確定訴訟を起こすこととなります。

4 費用、時間、代理

申請手数料は、対象土地の価額によって決まります。対象土地（2筆）の合計額が4000万円の場合、手数料は8,000円です。ただし、測量がいるときは、別途測量費用がいらいます。

時間は、6ヶ月から1年程度ではないかと言われています。

手続は、弁護士、土地家屋調査士などに頼むこともできます。

(弁護士 松森 彬)



<営業秘密の持ち出しは犯罪となるか>

1 従来

会社の従業員が、会社の営業秘密を不正な方法で外部に持ち出した場合、それは犯罪となるでしょうか。

会社にとって、営業秘密である情報は重要な財産です。したがって、それを不正に取得すれば、窃盗罪や横領罪になるようにも思えます。しかし、窃盗罪や横領罪で処罰されるのは、有体物、つまり目に見える「物」を不正に取得する行為に限られています。そのため、営業秘密が記載された資料をそのまま持ち出せば窃盗罪になりますが、従業員が自分でコピー用紙を用意した上で、その資料のコピーを取って情報だけ持ち出したならば、それを窃盗罪として処罰することはできません。そして、従来、目に見えない「情報」の不正取得を取り締まるための特別な法律はなく、従業員が営業秘密を不正に持ち出しても、それを犯罪として処罰することは困難でした。

2 不正競争防止法の改正

しかし、現代の社会では、情報の財産的価値が益々高まっているとともに、特に最近になって、パソコンやインターネットの発達により、「情報」を目に見えない形で流出させることが著しく容易になっています。

そこで、平成15年に「不正競争防止法」が改正され、営業秘密の侵害行為を犯罪として処罰するための規定が設けられました。

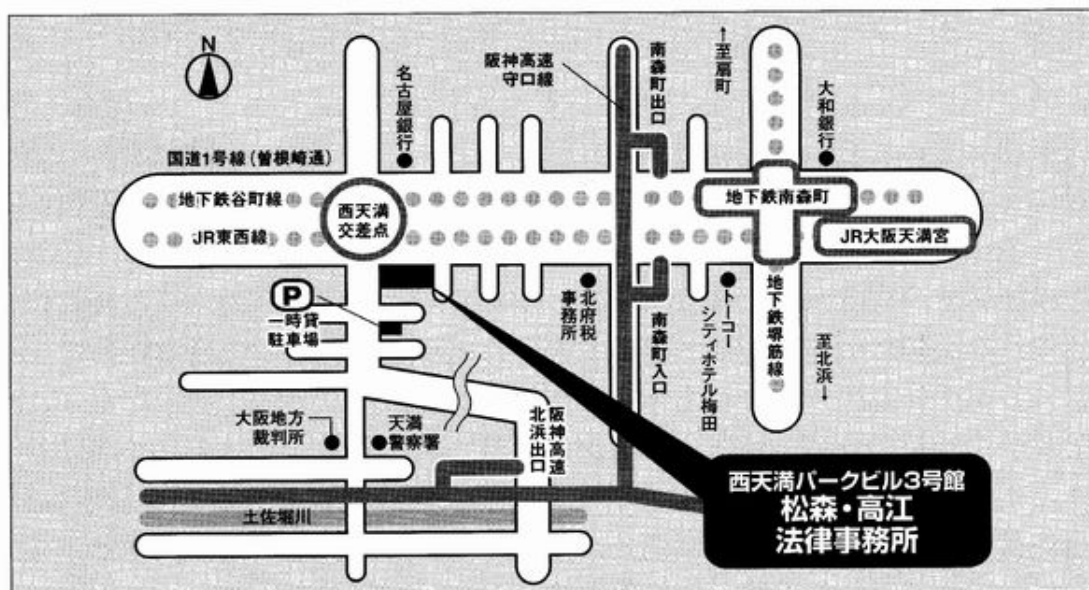
これにより、例えば、営業秘密が保存されているコンピュータに不正にアクセスし、営業秘密情報をフロッピーなどの記録媒体に複製する行為は、犯罪として処罰されることとなります。また、職務上、営業秘密の開示を受けた従業員が、管理規定に反して複製を作成し、営業秘密を持ち出したような場合は、持ち出した情報を使用し、あるいは外部に開示した時点で犯罪となります。但し、法律の趣旨は、不正競争を防止するためですので、いずれの方法であっても、内部告発目的での行為などは対象外です。

「不正競争防止法」は、社会経済情勢の変化に対応するため、頻繁に改正が重ねられており、平成17年にも改正が行われました。営業秘密の保護を強化するため、退職した従業員による侵害行為なども新たに処罰対象に含められました。

このように、現在では、営業秘密の侵害行為は立派な犯罪となりうるのです。

(弁護士 高江俊名)

事務所案内



事務所の相談室



事務所が入っている
西天満パークビル3号館

● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】 松森 彬・高江俊名
【スタッフ】 大浜愛子・田村まゆか

〒530-0047

大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階 (堺筋線・谷町線「南森町」駅
②番出口より左へ徒歩5分)
TEL (06) 6364-5010・FAX (06) 6364-2372

【平日】 午前9時15分～午後5時30分
【第1・3土曜】 午前9時15分～午後0時30分